



5 消安第 6733 号
令和 6 年 2 月 22 日

大阪府知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」の一部改正について

稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米における農薬の残留については、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知。以下「本通知」という。）別紙 2 の管理基準により、残留基準値を定めているところです。

今般、本通知について、稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米の作物残留試験の結果等を評価し、下記の改正の概要及び別紙の新旧対照表のとおり、飼料の管理基準を改正しました。

つきましては、内容を御留意の上、貴管下の飼料の製造業者、輸入業者、販売業者等に御周知いただくようお願いいたします。

記

改正の概要

- 1 フルトラニルについて、稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米の管理基準を改正する。
- 2 クロラントラニリプロールについて、稲わらの管理基準を改正する。

(別紙)

○「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)の一部改正新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前					
別紙2 管理基準 単位：mg/kg				別紙2 管理基準 単位：mg/kg					
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準		
農薬	(略)	(略)	(略)	農薬	(略)	(略)	(略)		
	クロラントラニプロール	稲わら (略)	<u>0.15</u> (略)		クロラントラニプロール	稲わら (略)	<u>0.1</u> (略)		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
	フルトラニル	稲わら 稲発酵粗飼料 粃米	60		20	フルトラニル	稲わら 稲発酵粗飼料 粃米	20	5
			<u>15</u>		<u>5</u>				
			<u>20</u>		<u>5</u>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
注1～9 (略)				注1～9 (略)					

附 則

この通知は、令和6年2月22日から施行する。